

知立市保育所入所実施運用基準

条 例		運 用		提 出 書 類	留 意 事 項	
区 分	基 準	区 分	基 準			
01	居宅外労働	昼間に居宅外で労働することを常態としている	01 実施	外勤・自営 (自営で 自宅外を 含む) 1か月の就労日数 15日以上、 1日の就労時間 4時間以上	・源泉徴収票 ・勤務証明書又は民生児童委員 の証明 ・確定申告所の控	<ul style="list-style-type: none"> ・「昼間」とは午前8時から午後5時までである ・「労働」とは金銭を得ることを目的として行うものである ・祖父母の保育に当たることができる年齢はおおむね64歳以下とするが、65歳以上であっても常時家庭にいて保育に当たることができる祖父母はこの限りではない(以下の要件においても同様)
			02 実施	農 業 1年の就労月数が6か月以上で、40アール以上耕作している場合。 (但し、畑は1アール当たり5アールに、ビニールハウス・畜産は10アールに換算する。)	・農家基本台帳証明 など農業を行っていることがわかる書類	
			03 実施	求 職 失業保険受給者及び就労希望者で、 おおむね3か月以内(期限付入所)	・受給者証 ・訪問先企業の証明書	
			04 実施	職業訓練 職業訓練所の訓練及び各種学校等の技術習得期間内(期限付入所)	・職業訓練所長等の証明	
			05 実施	就 学 大学等の就学している者 就学期間内(期限付入所)	・在学証明書等	
02	居宅内労働	昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている	01 実施	自 営 1か月の就労日数 15日以上 1日の就労時間 4時間以上	・民生児童委員の証明	3歳未満児を除く
			02 実施	内 職 1か月の就労日数 15日以上 1日の就労時間 4時間以上	・内職先の従事証明書	
03	出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない	01 実施	出 産 出産予定日の8週前の日の属する月から 出産後8週後の日の属する月まで (期限付入所)	・出産予定証明書又は母子手帳	出生児を除く
			02 準実	産 後 出産後6か月以内、 出産からの継続入所 (期限付入所) ※準実施として取扱	・出産証明書又は母子手帳	出生児を除く また母親が育児休業中である場合を除く
04	疾病等	疾病にかかり若しくは負傷し、又は障害を有している	01 実施	疾病等 児童の保育に欠ける程度以上の疾病又は 障害のある者	・医師の診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
05	疾病の看護等	長期にわたり疾病の状態にある、又は障害を有する同居の親族を常時看護している	01 実施	疾病の看護等 入院患者の看護、障害者の通院・通学 付添、機能訓練看護等 1か月以上看護日数 15日以上 1日の看護時間 4時間以上 (期限付入所)	・入院証明 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
06	災害等	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっている	01 実施	災害等 自宅及び近隣における災害復旧に従事 しているとき (期限付入所)	・消防署、警察署等の罹災証明書	
07	特 例	前各号に掲げるもののほか、それらの場合に照らして明らかにその児童の保育に欠けると市長が認めた場合	01 実施	特 例 児童の居宅に隣接して著しく危険な地帯がある場合 ・河川 ・池 ・交通の激しい道路等	※必要なし (実態調査による)	市長の事前承諾による
			02 実施	慣らし保育 1週間以内 (期限付入所)	・勤務予定証明書	
			03 実施	死亡、離別、行方不明、拘禁処分等により母親のいない家庭	実態調査による	01 から 06 基準適用
			04 実施	育児休業中、 年上児童の継続入所 (期限付入所) ※厚生省保育課長通知(H14.2.22通知)	・育児休業証明書(勤務先)	出生児及び3歳未満児を除く
			05 準実	障害を有する児童を監護している保護者であって、就業が困難な状態にある場合。	・医師の診断書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	3歳未満児を除く